

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 工員のボーナスや退職金は製造原価？

**Q** : 当社は製造業を営んでいますが、工員に対して支給するボーナスや退職金といったものは、製造原価に含めるのでしょうか。

**A** : 賞与や退職金も、原則として製造原価に含めなければなりません。

#### 【解説】

法人税では、製品の製造のために要した労務費は製造原価に算入しなければならないこととされています。労務費となるのは月々の賃金だけでなく、賞与や退職金といったものも工員に製造作業をしてもらうために必要な費用ですから、原則として製造原価に含めます。

ただし、工員に支給する賞与や退職金であっても、次のようなものについては、製造原価に算入しなくてもよいとされています。

- ① 使用人等に支給する賞与のうち、例えば「創立〇周年記念賞与」のように特別に支給される賞与であることが明らかなもの（通常の賞与として支給される金額に相当する金額は除きます）
- ② 事業の閉鎖、事業規模の縮小等のために大量に整理した使用人に対して支給する退職給与

つまり、こうした特別な理由から臨時に支給する賞与や退職金は製造原価に算入しなくてもよいが、通常支給する賞与や退職金は製造原価に算入しなければならないということです。

